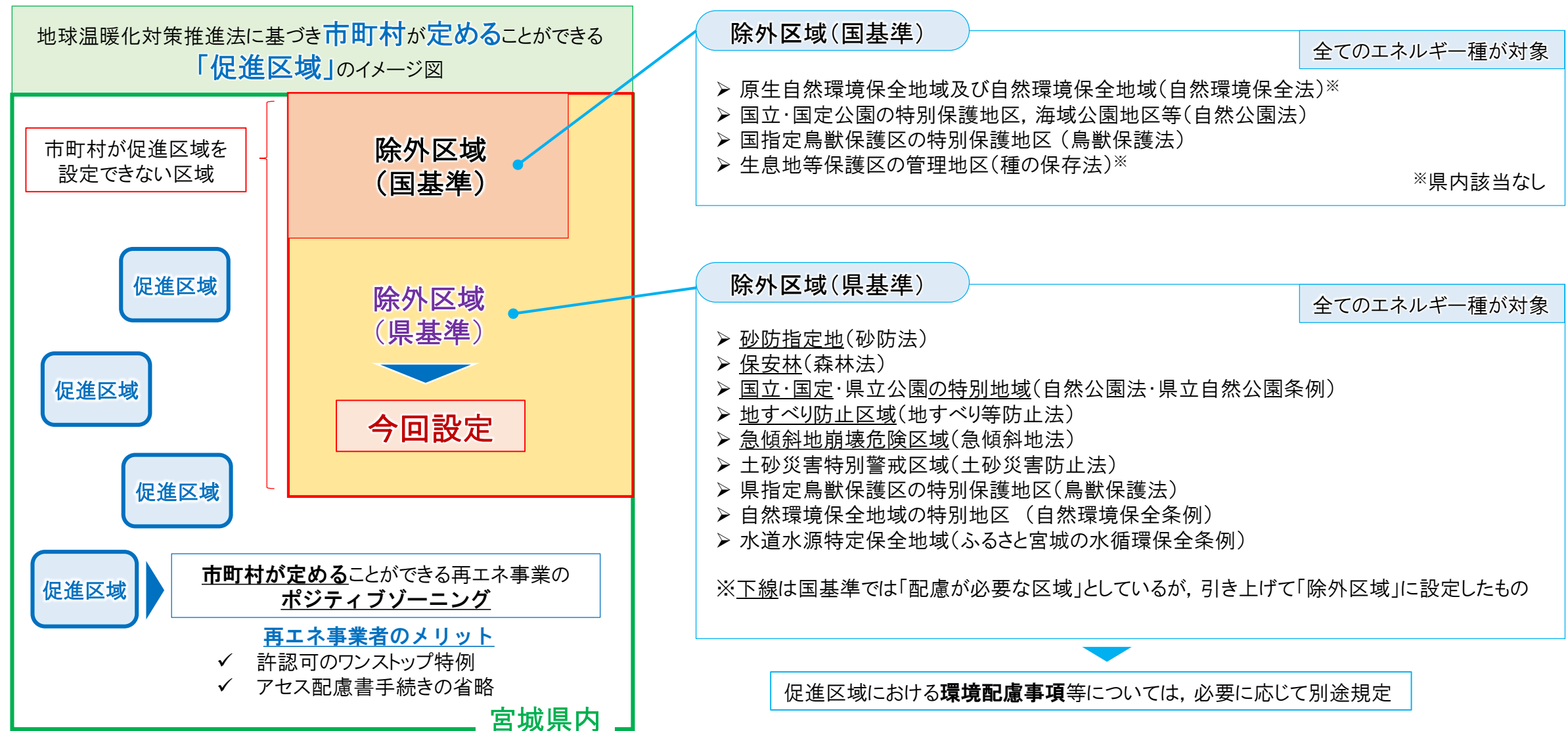


VII 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する基準 (本編7関連)



VIII 推進体制等 (本編8関連)

1 全庁組織による実行

- 知事, 副知事及び全部局長で構成し, 宮城県における再生可能エネルギーと省エネルギー関連施策を推進する「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー推進本部」の役割を拡充し, 新たに「環境政策推進本部」を設置して, 本計画の実行組織とします。

2 地域協議会による効果的な施策展開

- 地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策地域協議会の場を活用し, 情報の共有と関係者との連携による効果的な施策展開に努めます。

3 毎年度の状況把握と公表

- 毎年度, 目標に関するデータを収集し, 県内の状況を把握するとともに, 「宮城県環境白書」などを通じて, その状況を公表します。

4 計画の見直し

- 中間点検として, 3年ごとの2025(令和7)年度及び2028(令和10)年度に計画の進捗状況について調査を行い, その結果を公表するとともに, 必要に応じて計画の見直しを行うこととします。
- 本計画の終期となる2030(令和12)年度終了後には, 本計画全体の目標達成度及び効果を把握・評価し, 以降の地球温暖化対策の推進施策等に活用します。